

小布施町農福連携促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の農業者と福祉施設の連携を促進することで農業の新たな担い手を確保するとともに、障がい者等の就労機会を確保し、社会参加を促進する農福連携を実現することを目的として、予算の範囲内で小布施町農福連携促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人、団体及び法人で、町内に住所又は事業所等を有する者
- (2) 福祉施設 障がい者等の社会参加に対する支援を実施する施設
- (3) 農作業 農業者のほ場又は福祉施設で行われる作業及び袋詰め等の出荷調整作業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する農業者とする。

- (1) 福祉施設と農作業の委託契約を締結する者
- (2) 福祉施設との間に資本的な関係又は役員を兼務する等人的な関係がない者
- (3) 農福連携に理解のある者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、補助対象者とししない。

- (1) 申請する事業について、国又は地方公共団体等が実施する他の補助制度の対象となっている者
- (2) 町税等を滞納している者

(3) 小布施町暴力団排除条例(平成24年小布施町条例第16号)第2条に掲げる暴力団員等

(4) その他町長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、同一年度内において、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に小布施町農福連携促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 小布施町農福連携促進事業補助金事業計画書(実績報告書)(様式第2号)

(2) 農作業の契約内容が分かる書類(見積書等)の写し

(3) 農具購入事業を行う場合は、補助対象経費の内容が分かる書類(見積書又はカタログ等)

(4) 町外にのみ農地を所有し、又は賃貸している場合は、耕作証明書

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、小布施町農福連携促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、小布施町農福連携促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当するときは、小布施町農福連携促進事業補助金交付変更（廃止）承認申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第1号の軽微な変更とは、補助対象事業の目的等が変わらないものであって、交付決定額の20%以内の減額である変更とする。

(変更等の承認)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更（廃止）を適当と認めるときは、交付決定者に対し、小布施町農福連携促進事業補助金交付変更（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 町長は、補助対象事業の変更（廃止）を認めないときは、交付決定者に対し、小布施町農福連携促進事業補助金交付変更（廃止）不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに小布施町農福連携促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第8号）に、次に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 小布施町農福連携促進事業補助金事業計画書(実績報告書)（様式第2号）

(2) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し

(3) 補助対象事業を実施したことが分かる写真等

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条に規定する実績報告及び請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、小布施町農福連携促進事業補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（調査）

第 11 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に係る要件を確認するための調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第 12 条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（2） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（3） その他町長が不相当と認めるとき。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
農福連携事業	<p>補助対象経費は、補助対象者が委託者となり福祉施設と農作業委託契約を締結して行われる委託業務に係る委託料とする。ただし、次のいずれの要件にも該当することとする。</p> <p>（1）補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度に実施される農作業であること</p> <p>（2）1日に1時間以上の農作業で、福祉施設の職員及び利用者各1人以上が参加すること</p>	<p>補助対象経費の総額の2分の1以内の額。ただし、5万円を限度とする。</p>
農具購入事業	<p>補助対象経費は農福連携事業を実施する際に、福祉施設の職員及び利用者が農作業に必要な農具（手袋、はさみ、鎌及びステップ台等）の購入経費とする。</p>	<p>補助対象経費の総額の2分の1以内の額。ただし、2万5千円を限度とする。</p>